



OPRTプレスリリース

平成27年3月6日

メバチ資源の回復の実現に向けて水産庁へ要望 — 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)複数年管理計画の 着実かつ効果的な実施等 —

3月5日(水)、日本かつお・まぐろ漁業協同組合(山下潤組合長)、全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会(池田博会長)、全国近海かつお・まぐろ漁業協会(三鬼則行会長)と OPRT・責任あるまぐろ漁業推進機構(堤芳夫会長)の4団体は、中西部太平洋のメバチ資源の回復等に向けた日本政府の特段の尽力を求め、連帯して水産庁 遠藤 久審議官に要望した。

4団体は、中西部太平洋のメバチ資源について、2013年12月のWCPFC年次会合で複数年管理計画(CMM2013-01:2014年～2017年を対象)が採択されたにも拘らず、昨年12月の年次会合では同計画に含まれる2015年以降のまき網漁船の集魚装置利用(FADs)操業^{*1}の規制強化の前提となる合意^{*2}が達成できなかったことから、従来どおりの操業^{*3}が継続されることに危機感を強めている。

注1: カツオ等に対して集魚機能を有する浮体構造物を使用するまき網操業。操業の効率化のため使用が拡大。メバチ若齢魚も併せて捕獲され、その量の増加を主因としてメバチ資源が過剰漁獲状態に陥り、従来から漁獲の抑制が科学小委員会により勧告されてきた。

注2: 複数年管理計画において、2015年以降のFADs操業規制強化は、不均衡な負担が小島嶼開発途上国(SIDS)に転嫁されないことを確保するための取り決めが2014年年次会合で合意された場合のみ有効。2014年年次会合では合意に至らず、保存管理措置から合意達成時期の規定が削除された。

注3: 2013年にはまき網漁業によるメバチ漁獲量(82,151ト)、科学小委報告書によるがはえ縄漁業のそれ(同62,641ト)を上回った。

本要望は、本年のWCPFC会合において所要の合意を達成し、実効的な同海域のメバチ資源回復への取組がなされるよう求めたもの。具体的には、FADs操業規制の強化のほか、大型まき網漁船隻数を2012年末水準まで共同で削減する枠組みの樹立、過剰漁獲能力削減についての枠組みの樹立等当該計画の実効的な実施の実現を要望した。

また、他の海域においても、メバチ資源の状態が懸念されることから、同資源の回復・維持に向けての努力等も併せて求めている。

さらに、昨年ICCAT及びWCPFCでそれぞれ設立され、本年から作業が開始されるFADs管理に関する作業部会への的確な対応も求めた。

長畠大四郎・OPRT専務は、「2013年の年次会合で採択されたWCPFCのメバチ資源回復に向けての取組みに期待してきたが、昨年8月の科学小委員会で資源が更に悪化し、乱獲状況をなつたとされたにも拘らず、2015年以降のFADs操業規制の強化が見送られ、同資源の回復どころか更なる悪化が懸念される。日本と異なりまき網漁船隻数を拡大させてきている国や太平洋の小島嶼国を相手とする協議は容易ではないと思われるが、4団体傘下のはえ縄漁船は言うに及ばず、日本の刺身まぐろ市場(消費者)にとっても重要な、メバチ資源の回復・持続可能な利用を、これまでマグロ資源の持続可能な利用に向けて主導的に対応されてきた水産庁を初めとする日本政府によって、実現させて戴きたい。」と述べた。

(問合せ先) 責任あるまぐろ漁業推進機構

事務局長：田端 事業部長：人見

TEL：03-3568-6388

FAX：03-3568-6389

Eメール：hitomi@opr.or.jp

(参考)要望内容の概要

1. 中西部太平洋メバチ資源

CMM2013-01において、2015年から実施されることとされていたFAD操業の規制強化を、その前提とされている条件である不釣り合いな負担に関する合意の本年の委員会での達成を経て、2016年から適切な内容で実施すること。また、熱帯水域(20° N-20° S)で操業する大型まき網漁船隻数を2012年末時点水準へ削減する共同の枠組みの樹立、過剰漁獲能力削減についての枠組をそれぞれ樹立すること。

2. その他の海域のメバチ資源の回復・維持

FADs操業の適切な管理を通じて、WCPFC水域以外のIATTC及びICCAT水域におけるメバチ資源の回復を図るとともに、IOTCにおいてはメバチ資源の悪化を防止すること。

3. 太平洋全域にわたってのメバチ資源の評価

本年予定されているメバチ資源の太平洋全域にわたっての評価作業においては、日本側科学者の適切な参画・日本船のデータの活用がなされること。

4. WCPFC及びICCATにおけるFAD管理等に関する作業部会

本年から開始される、WCPFC及びICCATにおけるFADsに関するそれぞれの作業部会において、効果的・効率的な運営が適切になされるよう、日本の科学者等の参加を確保すること。また、そのような作業部会が、調査のための調査の状況に陥りFAD操業に対する適切な措置についての委員会に対する勧告の取纏めを後送りにする言訳にされないこと。

(以 上)